

保険市場研究会

# 「損害保険制度の改革」テーマにセミナー開催 保険仲立人の活用など提言

保険市場研究会は2024年11月28日、東京都港区のNS虎ノ門ビルで緊急提言セミナー「我が国の経済成長戦略推進のための損害保険制度の改革(2)」を開催した。保険業界関係者や学識者、法律の専門家、元官庁役職者などが集まり、国内損害保険市場の一層の効率化のために提言していくことを目的とする同研究会では、旧ビッグモーター社による保険金不正請求や大手損保による保険料調整などの問題が発生したことを受けて、損害保険の構造改革に向けて「保険仲立人の有効活用」などの提言から成る報告書を発表し、今回セミナーを実施した。当日は保険業界関係者を中心に多数が参加した。

セミナー第一部の冒頭、経済産業省経済産業政策局産業資金課の河原圭課長があいさつした。河原氏は、近年の日本経済を取り巻く環境変化によって不確実性が高まる

とともに、企業の事業活動上のリスクが拡大、多様化してリスクマネジメントがより重要になっており、保険の活用によるリスク分散が極めて有効だと説明。「本日のセミナーでは損害保険市場の構造改革に向けた提言や報告がなされると聞いており、企業のリスクマネジメントの一層の強化



三宅氏



河原氏



林氏



佐野氏



石渡氏

## 企業のリスクマネジメントや保険手配で有効

大学院の三宅正太郎氏は、商品・サービスにおける流通市場の役割や、損害保険商品・市場の特性、日本の損害保険市場の特殊性を紹介した上で、同研究会の設立と、

とを受け、マーケットの問題をさらに深掘した形で第2の報告書(「2024年報告書」)を発表したと述べた。三宅氏は、「自由で競争的なマーケットを形成するため

また、「英国では何十社も乗り合っている代理店・ブローカーはない」「契約はブローカーが顧客のリスク内容などを全て調査した上で、保険会社を選んで交渉していく」「ブローカーの取り分は原則、顧客からフィーとして受領し、大口契約では保険金額の6〜7%が一般的」「小口の契約などでは保険会社から

元大蔵省審議官、元東京大学法学部教授兼同

た。元大蔵省審議官、元東京大学法学部教授兼同

今回提言を取りまとめた背景について説明した。日本の産業界での規制緩和や自由化の気運が後押しとなって、1996年に保険仲立人制度が導入されたものの、保険流通市場の活性化がなかなか進まなかったことから、同研究会は2016年に保険仲立人の重要性などの提言を取りまとめた報告書(「2016年報告書」)。その後、さらなる進展はみられず、近年、損害保険において一連の不祥事が発覚したこ

た。加えて、海外直接付保規制によって一部の種目を除いて外国の保険会社の力カバーを日本企業が購入することが難しい現状を説明した上で、「日本では硬直的で競争のない保険マーケットが長年継続しており、顧客である企業や個人が不利益を被っている。こうした旧来の慣習という『がん』を治すためには法改正という治療が必要だ」と述べた。

次に、英国ロイスブローカーであるジャパン・イングリッド・インシュアランス・ブローカーズグループの代表を務める

最後に、保険仲立人がより幅広く活用されるために必要なものとして、保険仲立人の活動がより容易に行えるようにするための保証金制度の廃止や手数料体系変更といった規制緩和の他、企業内代理店の問題の改善や企業のリスクマネジメント能力の向上などを指摘した上で、「保険仲立人として、いかに自らの有用性を理解してもらえかが最大のポイントであり、昨今の損害保険市場の状況を踏まえ、企業に対してどのように保険仲立人の活用をアピールすべきか考える必要がある」と述べた。

「競争環境の歪みの是正」「損害保険会社における態勢の確保」「企業内代理店のあり方」といった論点での改善策として、保険仲立人の活用が提言されていることを紹介した。

「競争環境の歪みの是正」「損害保険会社における態勢の確保」「企業内代理店のあり方」といった論点での改善策として、保険仲立人の活用が提言されていることを紹介した。

には、監督当局を含めた市場関係者の協力や努力が必要であり、保険監督当局にはぜひ長期的な視点をもって市場を見ていただきたい」と述べた。元中小企業庁長官、元JERTRO理事長を務めた林康夫氏は、「産業界から見た損害保険市場」をテーマに講演した。これまでの日本企業の経営者は総じて損害保険に関心がなかったが、昨今の自然災害の激甚化、増大するサイバー攻撃、国際情勢の不安定化など、日本の企業社会を取り巻くリスク環境が会社の存続さえ脅かす状況になってきたことから、リスクマネジメントやその重要な一要素である保険が経営上の重大な課題に上った。次に、英国ロイスブローカーであるジャパン・イングリッド・インシュアランス・ブローカーズグループの代表を務める立人制度は1996年の解禁時の規制がほとんど緩和されていないと指摘。他方で、日本企業は現在も損害保険料の高コストにつながるような非効率な保険秩序を受け入れていると述べた。林氏は、「国際競争の激化やリスクの高まりの中、保険料コストが企業の国際競争上の重荷になっていることから、必要なリスクカバーの手配と合理的な保険料を実現するため、経営トップ自らがリスクマネジメントを行わなければならない」と主張した。